

## 【幼児教育・保育の無償化による保育料の取り扱いについて】（令和2年度予定）

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、従来保護者の皆様より園にお支払い頂いていた保育料が公費負担となりました。具体的には、在籍園児の保育料が大阪市から、直接園に支払われるということです。公費負担による保育料月額の上限は、国により1人25,700円と決められていますが、当園の保育料は25,000円ですので、園は保育料全額25,000円を大阪市より受け取ることになり、保護者負担分はありません。保護者の皆様には給食費、母の会費、バス協力費(スクールバス利用者)のみお支払い頂きます。

※ただし、無償化の対象となり給付を受けるためには、所定の用紙(認定申請書)に必要事項を記入し、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けて頂く必要があります。認定を受ける手続きは、幼稚園を通して全ての保護者の皆様に行って頂きます。別途ご案内致しますので、ご面倒でも確実に手続きを行って頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

尚、保育料以外に、該当者には預かり保育料の補助(新2号認定対象)や、給食費の減免措置(低所得世帯や第3子対象)もあります。

### まとめ

負担者に関わりなく、園として、現行の教育水準を保持するために、又、さらなる保育内容及び環境の充実を図るために、園児一人あたりの教育にかかる必要経費(月単位)を示すと以下の通りとなります。保護者のみなさまにはご理解頂きますようお願い申し上げます。

保育料	25,000円	← 大阪市が負担
給食費	4,600円	← 保護者が負担
母の会費(1口)	600円	全
スクールバス協力費 (利用者のみ)	3,000円	全